

## 日本人証人尋問における法廷通訳：その課題と対応策

毛利 雅子  
(南山大学)

## 1. はじめに

20世紀後半以降の飛躍的な技術の進歩により、ヒト、モノ、カネの移動が加速し、世界のグローバル化が進んでいる、しかし、それは決して良い面だけをもたらしているわけではない。Fairclough(1989/2001)が、“Globalization is a real but incomplete process which benefits some people and hurts others.”(207)と述べているとおりである。

日本も例外ではない。近年、日本のグローバル化と共にヒトの移動も増加している。今後、更なるグローバル化に伴い、来日外国人の数が大きく減少するとは想像できない。来日外国人の増加が即ち外国人犯罪の増加には繋がるとは言えないが、実際に日本で発生する犯罪もグローバル化している。法務省犯罪白書（平成21年度版）によると、外国人による一般刑法犯の検挙件数は平成14年から増加し、17年に過去最多の4万3,622件を記録した後、18年から減少に転じ、20年は3万4,620件（前年比2,694件（7.2%）減）であった。検挙人員は、11年から増加し、17年に過去最多の1万4,786人となった後、18年から減少に転じ、20年は1万2,611人（同728人（5.5%）減）であった。多少の増減はあるものの、これら事例のように外国人が関係する犯罪増加に伴い、当然のことながら日本語を解さない被疑者も増加している。それら被疑者が関わった事件の捜査および公判には、必ず通訳者が必要となる。つまり、警察による捜査・逮捕から検察による起訴、そして公判、審理、また判決・刑の確定に至るまでの治安・司法プロセスの、すべての段階で通訳が必要となってきていることを意味する。これらを総称して司法通訳人という。

このようなグローバル化の流れの中で、外国人が被告人となる公判の数も増えている。外国人が被告人の場合であっても公判は日本語で行われるため、被告人が公判手続きを理解出来るように法廷通訳人が付けられる。しかし、法廷通訳人は被告人本人との質疑応答（人定質問・被告人質問）のみに通訳が必要なのではない。被告人は公判の内容全てを理解する必要があるため、被告人自身が答える必要のない部分についても全て被告人の母語あるいは外国語に通訳する必要がある。例えば、法廷参与者（裁判官、検察官、弁護人）と日本人証人との間の証人尋問がその1つである。

日本人同士が参与する尋問は母国語同士のやり取りのため、日本人同士の曖昧な発話が生じることがあり、更には全ての発話が証拠となる公判という特殊な状況から質問と回答がかみ合わなかったり、言質を取られないよう断言を避けようとする回答が生じたりする。往々にして通訳が入るという前提が発話者の認識から抜け落ちやすいのである。

本論は、外国人が被告人であり、その他の法廷関係者が全て日本人である場合、尚且つ外国人被告人が発話しない部分の通訳上の課題を、日本人証人尋問（検察側証人、情状証人）を例に論じるものである。証人尋問例は、筆者が実際に法廷通訳人を務めた公判での談話を元にしたものであるが、個人情報や伏せ守秘義務を遵守していることは言うまでもない。

## 2. コミュニケーション理論からみる法廷通訳人

外国人被告人が日本で裁かれる場合であっても、刑事訴訟法により裁判所での主体言語は日本語となる。その場合、外国人被告人には法廷通訳人が付けられる。通訳人により、被告人が日本語を解さない外国人であっても、審理を理解することが可能になる。

日本の法廷とは、裁く側である日本語主体の法廷参与者という権力者と、裁かれる側である外国語主体の外国人被告人という非権力者側という構図が最初から存在し、この環境が覆ることはない。権力と言語運用が結びつき、同時に言語と密接に関係する文化にも権力構造が存在する状況になっている。

Gallois, Ogay & Giles (2005) らの Communication Accommodation Theory (CAT) は、コミュニケーションを以下のように説明する。

Communication never occurs in a vacuum, but within a sociohistorical context. The influence of context on communication operates at two levels: a direct influence through the opportunities for intergroup contact that are provided, and, more important for CAT, an indirect influence by means of interactants' perceptions of the context. A range of macro-level factors delineates the intergroup power configuration reflected in the interaction. (136)

ここで述べられているように、社会歴史的コンテキストの中で生じ、更に発話者と受容者のグループが存在し、コミュニケーションから受ける影響が全く異なり、コンテキストの認知という手段で間接的な影響が一堂に会している状態がまさに法廷である。しかし、外国人が被告人の場合の法廷では全参与者が同じ言語を使用しているわけではないため、談話の理解・受容には法廷通訳人が関与することになる。つまり、談話参与者の発話コンテキスト受容に対し、間接的に影響を与えるのは法廷通訳人になる。また、

Accommodation is the process through which interactants regulate their communication (adopting a particular linguistic code or accent, increasing or decreasing their speech rate, avoiding or increasing eye contact, etc.) in order to appear more like (accommodation) or distinct from each other (nonaccommodation, including counter-accommodation through divergent or hostile moves, underaccommodation through maintenance and unempathetic moves, and overaccommodation through oftentimes patronizing or ingratiating moves). (137)

と述べている。つまり調整とは、談話参加者がお互い好ましい距離にあるのか、もしくは敵対するような立場にあるのかを明らかにするため、言語以外のものも通じてコミュニケーションを規制するプロセスであるとしている。しかし、参加者同士が同一言語を使用していれば、何の障壁もなく調整が行われるが、同一言語が使用されているわけではない中でコミュニケーションを調整するには、言葉外の意味を伝える通訳が必要である。これを法廷に当てはめてみれば、この調整を行うのは結局のところ法廷通訳人以外にない。言語と文化は密接に関連していることを鑑みれば、文化的背景を伴わない通訳はあり得ないと

も言える。これを Hatim and Mason(1990) は以下のように言及している。

The assumptions, presuppositions and conventions that surround discourse reflect the ways in which a given culture constructs and partitions reality. Any given language is bound to express this partitioning in its own way. By the same token, transfer of meanings from one cultural system to another involves a contextual dimension which manages our understanding of the way cultures work in terms of other communicative and pragmatic features. (67)

また、Fairclough(1989/2001) は、権力側（決定権を持つ側）と非権力側（何かを決定される側）の属する文化が異なり、しかも権力者側が支配的文化グループに属する場面、具体的には職場面接などの例をゲートキーピング、もしくはゲートキーパー的出会いとして触れている。

What about unequal encounters where the non-powerful people have cultural and linguistic backgrounds different from those of the powerful people? This is common for instance in ‘gatekeeping encounters’ – encounters such as job interview in which a ‘gatekeeper’ who generally belongs to the societally dominant cultural grouping controls an encounter which determines whether someone gets a job, or gets access to some other valued objective. (40)

このゲートキーパー的役割については、Wadensjö(1998) も触れており、ゲートキーパー的役割が2重となる場面、つまり通訳を介した会話においてどのように文化・言語差と権力の有無が言語に影響を与えるのか、さらに検証が必要だとしている。

It largely remains to be investigated how this conflict is handled in institutional interpreter-mediated talk, where the gatekeeping is, in effect, doubled. (69)

文化と言語の関係については、セレスコヴィッチ (2009) がその通訳理論の中で「コミュニケーションの障壁はほとんどなくなっても、人間が乗り越えられずにいるのは言語の障壁」(3) だと論じている。そのため言語が壁になると思われる場面には必ずと言っていいほど通訳者が存在する。また、通訳者の役割は、「スピーチの語句を機械的に置き換えるのではなく、理解することである」(55-56) としている。つまり、「通訳の分野はコミュニケーションであり、発言者のメッセージを分析し、聞き手に分かりやすい形で表現すること」(9) であり、「常に話し手の発言を聞き手に理解させようと努め、そのまま訳せない場合は、訳者の立場で「説明」を加える」(108) ものであり、さらに「かなり隔たりのある言語や文化間の通訳では、通訳者に普通の訳出以上のことが求められる。誤解を招きかねない含意は明示し、軽くほのめかされたことを説明したりもする」(109) 役割を果たすのである。

更に、Goffman(1981) は、談話の中で話し手と聞き手の関係に対応して話し手が役割を

変えることをフットィング (footing) という概念を用いて説明している。

A change in footing implies a change in the alignment we take up to ourselves and the others present as expressed in the way we manage the production or reception of an utterance. A change in our footing is another way of talking about a change in our frame for events. (128)

これを実際の法廷に当てはめて検証する。まず法廷でのクライアントは、立場の異なる5～6者(検察官、弁護士、英語検察側証人、英語情状証人、裁判官、場合によっては裁判員)が存在する。そして、立場の異なる発話者の談話を日本から英語、もしくは英語から日本語に訳出するという双方向の通訳を、法廷通訳人は1人(裁判員裁判の場合は基本的に2人)で全て担わなければならない。通訳人の中立性を考慮するのであれば、全法廷参加者それぞれに通訳人が付くのが理想だが、物理的に非現実的なのが現状である。これは、話し手と聞き手の関係に対応する役割変化のみならず、話し手の立場にもなれば聞き手の立場にもなり、その都度フットィングを変化させて談話の訳出をしなければならないのが法廷通訳人ということの意味する。つまり、フットィングの変更によって、その訳出から1つの事案に対し、複数の物語、複数の事案の見方が表出されることになる。

Hatim and Mason やセレスコビッチは文化と言語の関係に言及し、Fairclough と Wadensjö は権力と言語の関係、そしてゲートキーピングについて論じている。通訳人は言語外の意味も含めて等価性と正確性の維持に努め、さらにそれぞれの話し手に応じてフットィングを変化させて通訳をしなければならない立場にある。

また、司法という特殊な場での通訳では「正確性」が殊に重要である。しかし、「正確性」といってもその意味するところは、形式的正確性や意味的正確性など異なった幅広い解釈が存在する。言語を訳すということは単なる単語の置き換え作業ではない。法廷通訳人は、日本人法廷参加者に対して、外国人被告人からの談話は彼らの言語的・文化的差異も含めた意味まで訳出しなければならない。また逆もしかりで、外国人被告人に対しては、日本の司法・言語・文化を伴った談話を、言語外での意味をも余すことなく訳出しメッセージを伝えなければならない。このことが法廷通訳人の使命だと考えれば、何らかの補足、追加、編集を伴ったとしても、通訳人は意味的等価性・正確性を維持する必要があると考えられる。

### 3. 日本人証人尋問の通訳

Hatim and Mason や Fairclough が論じているように、法廷通訳人は日本語主体の法廷という場で、権力者側(法廷参加者)の日本語と非権力側(外国人被告人)の通訳を行う。そこでは、発話に伴った文化などの言語外意味、また権力構造が存在する法廷では、ゲートキーピングの役割も果たさなければならない。これら欧米の先行研究例に加え、日本語固有の特徴も例示しながら、本論では外国人被告人公判において、検察側証人、情状証人も日本人が出廷したケースを取り上げて、その通訳上の課題を検討する。

これは、被告人のみが外国人であり日本語を介さないという状況である。法廷参加者も証人も日本人であるため、通訳は不要のように誤解されがちであるが、被告人はその後

行われる被告人質問のためにも証人尋問の内容を全て理解しておく必要がある。そのため、日本語を介さない被告人のみのために、日本語での質疑応答を全て英語に通訳する必要がある。

しかし、証人は何でも自由に発言出来るというわけではない。法廷では法廷参加者が権威者・権力者であり、発言をコントロールし談話の方向性を決定する立場にある。一方、証人は非権力者側であり、あくまで「尋ねられたことに対して」答えることが出来るのであり、全く制限が掛からない状態で自分の意見や意思を自由に陳述出来るわけではない。これについては、Hale(2004)が以下のようにまとめている。

Those with the institutional authority to ask the questions are also in a position to set the agenda and control the flow of information, thus becoming the powerful participants in the exchange. On the other hand, the witnesses, who are only permitted to answer relevantly in restricted ways, become the powerless participants. (32)

さらにHale(2004)は、主尋問と反対尋問の特性について、前者は各々の立場にとって有利なように談話を展開すべく、敵対しないような形で証人に自由に発言させる傾向にある。逆に、後者は、証人や証拠における不一致の点や課題、弱点をあぶり出すためのものであるととしている。

Examination-in-chief and cross-examination differ in purpose and in the language strategies used by counsel. The purpose of examination-in-chief is to present the interrogating side's version of the facts in a favourable and convincing way. This is usually achieved by asking questions that are non-confrontational and that allow the witness more freedom to speak. Leading questions, which provide more information than they ask, are not allowed in examination-in-chief except when asking non-controversial, uncontested information. The reason for this is that the evidence needs to originate from the witness. The purpose of cross-examination, on the other hand, is to discredit and challenge the evidence of the witness that is being cross-examined, thus weakening the case for the other side, and to attempt to convince the decision maker/s that the cross-examiner's version of facts is the one to be believed. (33)

このように、証人尋問では談話をコントロールしようとする権力側の戦略、発言を制限される非権力側の談話の特徴を踏まえ、更に言語外の意味や文化も包含しながら、1人の法廷通訳人が談話の都度フッティングを変更して訳出を行わなければならない。これを前提とし、電磁的記録不正作出および共用事件での談話を例として日本人証人尋問通訳の課題を論じていく。

### 3.1 日本人同士特有のコミュニケーションスタイル

法廷での発言は全て証拠となることから、日本人同士で、「阿吽の呼吸」や「文脈を読む」

といった明言を避けた発言、また言質を取られることを避けようと曖昧な表現であったり、完結しない日本語文が表出することがある。この場合、補う情報がないので文脈を読んで訳出する必要がある。しかし、発話者が言い切っていない場合、それを断言したような訳出は行わない。

Berg-Seligson(1990/2002) が言及するように、証人や被告人が明らかに困惑し、意味のない答え方をしようとしている時は、プロの通訳人ですら法廷記録に口を差し挟むことが生じる可能性がある。これは通常、弁護人や裁判官に証人・被告人の答えを説明するために、裁判官に許可を申し出ることによって成される。

When a witness or defendant clearly is confused and keeps responding to a question in a meaningless fashion, even highly professional interpreters may interject themselves into the court record. This is usually done by asking the judge for permission to speak in order to explain to the attorney and to the judge the source of the witness's/defendant's answer. (66)

(例 1)

これは検察側証人尋問である。証人は過去に被告人と親しかったものの、カードを盗まれた可能性があるとして供述、その後疎遠になっていた。検察側は盗んだのは被告人ではないかとし、証人から被告人の名前を引き出そうとしている。しかし証人の最後の発言は、「誰がやったかわからないが、多分 A か B ではないか。」とあくまで想像の上での回答で、明言を避けはっきり相手を示していない。従って、"maybe A or B" とはっきりしないことを英訳でも示した。

検察官：それは、貴方のカード情報が盗まれたということですか、それともカード自体が盗まれたということですか。

通訳人：Does it mean your card information was skimmed, or your card itself was stolen?

証人：カードは家にあるので、カード情報が盗まれたのだと思います。

通訳人：I have my card at home, so I think my card information was skimmed.

検察官：誰がやったと思いますか。

通訳人：Who do you think has skimmed your card?

証人：わかりません、A か B・・・。

通訳人：I don't know, maybe A or B...

(例 2)

例 1 と同じ証人の発言である。日本語の語彙と文脈での用法において、単語の意味するニュアンスが異なっているものがある。その例として、ここでは「恋愛関係」をいう単語を取り上げた。「恋愛関係」「恋愛」とはどこまでのものを指しているのかが明示されていないため、具体的な英語に訳出しにくい単語である。また「好意」という単語も、どこまでを含めているのかはそれぞれの理解によると考え、「恋愛」と「好意」の違いも人それぞれである。この事案では質問者も証人も日本人であり日本語で尋問が行われたが、証人からも質問者（ここでは弁護人）の意図するところがよくわからなかったようで、聞き返

されていた。この場合、like なのか love なのか何度か確認したが、弁護人からは明確にその意味・意図が示されず、また質問の都度、繰り返し確認することが実際の法廷では困難だった。ここでは、前の質問でも「恋愛関係」という表現が弁護人から出ており、「友人」ではなく男女の「恋愛」という意図が伺えたので、敢えて love で訳出した。

弁護人：それではお尋ねします。貴方と A との関係はどのようなものですか。

通訳人：How is the relationship between you and A?

証人：友達です。

通訳人：He is a friend.

弁護人：恋愛関係ではなかったのですか。

通訳人：Didn't you love him or have loving or favorable relationship with him?

証人：違います。

通訳人：No, I didn't.

弁護人：好意を抱いていたのではありませんか。

通訳人：Didn't you love him or like him?

証人：好意というのは、人によって違いますから。

通訳人：Love or like means differently depending on people or situation.

### (例 3)

これは検察側証人に対する弁護人の反対尋問である。証人は被告人の義姉であるが、「自分たちは関係ない、関わっていない。義理親族と言っても親しくなかった」ことを強調しようとしている。その中で、弁護人は親族（被告人の兄）が日本に長く滞在しながら日本語が出来ない理由を具体的に尋ねているが、証人はそれに答えず、「不自由はない」とはぐらかした答えをして、日本語が流暢な被告人が日本での義理親族の生活を支援し、また義理親族もこの事案に関わっていたのではないかという疑問を払拭しようとしている。

弁護人：それだけ一緒に暮らしていて、なぜ彼は日本語が出来ないのですか。

通訳人：Why can't he speak Japanese, even though he lived with you so long?

証人：別にできなくても、不自由はないと思います。日常生活では私がいいますから。

通訳人：There would be no problem, even if he doesn't speak Japanese. In daily life, I was with him.

弁護人：彼 1 人で買い物に行ったりしないのですか。

通訳人：Didn't he go shopping by himself alone?

証人：しません、基本的には買い物はいつも一緒でした。

通訳人：No, basically we went shopping together.

### (例 4)

これも例 3 同様、検察側証人に対する弁護人の反対尋問である。捜査関係者に対し、「筆跡鑑定が出来たはずだ」と暗に言っているが、明確に言語化していない。

弁護人：別に改めて書かせなくても、被告人は 7 月に逮捕されているのですから、9 月の時点では被告人が書いたものがありますよね。

通訳人：I think it is not necessary to make defendant write again, because he was arrested in July and you should have already had something that defendant wrote by September.

証人：はい。

通訳人：Yes.

弁護人：それでは、それまでに書いた文字で鑑定できたのではありませんか。

通訳人：Then, you could have identified his handwriting with whatever he wrote by then. Don't you think?

証人：弁護人のおっしゃる通りかもしれませんが、実際に鑑定はしませんでした。

通訳人：You may be right, but we actually didn't do it.

(例 5)

例 1 と同じ、かつて被告人と親しかった検察側証人尋問の一部である。ここでの談話は、証人の「犠牲者が増えた」という回答に対し、弁護人はその意味を尋ねている。しかし、証人はそれに直接答えず「～したらいかがですか」と形態は丁寧だが、実際には「自分でやれ」というトーンで語っている。また、この時の談話では、「そんなことも知らないのか」というニュアンスが加わっていた。従って、「自分で調べるべきだ」というトーンの英訳とした。

弁護人：それでは、彼が結婚したことを何時知りましたか。

通訳人：When did you know that he got married?

証人：結婚した時に彼から聞きました。

通訳人：I heard from him, when he got married.

弁護人：その時、どう思いましたか。

通訳人：What did you think when you heard it?

証人：ああまた日本人の犠牲者が 1 人増えたな、と思いました。

通訳人：Ah, I thought it caused one another Japanese victim.

弁護人：それはどういう意味ですか。

通訳人：What do you mean?

証人：それはご自分で調べたらいかがですか。彼らの結婚観を。

通訳人：You should look for it by yourself, I mean, their way of thinking about marriage.

### 3.2 証人の躊躇い

「言語外の意味」観点から見ると、証人の発言内に生じる躊躇いもその 1 例となる。証人が回答する場合、すぐに答える場合もあるが、躊躇いやワードフィラーが入ることがある。単語そのものには意味はないが、訳出する上では躊躇いによる単語やワードフィラーは非常に重要である。これについては Hale(2004) が以下のように述べている。

The maintenance of hedges and fillers in the interpretation of the original answers is very important for the evaluation of witness credibility as they modify the force of the utterance and give an indication of the level of commitment to the truthfulness of the statement by the speaker. By being non-committal in their answers witnesses can avoid taking responsibility for the reliability of their answers and at the same time not be accused of lying. (105)



つまり、談話内の躊躇いやワードフィラーは、証人に対する信頼性の土台、心証・発言の真偽の判断にもつながるからである。従って、以下 Hale(2004) が

This indicates once again that when readily available equivalence exist, interpreters will usually maintain them in their interpretations. (112)

と論じるように、通訳人は発話者の語っている意味を正確に伝えるために、訳出にも躊躇いやフィラーを入れるべきである。

(例 6)

これは、検察側証人に対する弁護人の反対尋問である。弁護人に追及された証人は、この談話で最後に「はっきりした日にちまでは・・・」と文を完結しないまま発話を終了している。公判での全発言は証拠となるので、言質を取られたくない場合は、このように曖昧に文を終わらせている。ここでは「覚えていない」ということを暗示している発言なので、英語では”I don't remember the exact date.”と訳出した。

弁護人：いつもそこに行っているのですか。

通訳人：Did he always go there?

証人：いえ、2～3ヶ所オークション会場があると聞いています。

通訳人：No, I heard there are two or three auction sites.

弁護人：それでは、全部に付いて行ったわけではないのですね。

通訳人：So, you didn't go to all auction sites with him, did you?

証人：全部ではありません。

通訳人：Not all.

弁護人：いつ頃付いていったのですか。

通訳人：When did you go with him?

証人：一昨年ですが、はっきりした日にちまでは・・・。

通訳人：It was two years ago, but I don't remember the exact date.

(例 7)

例 6 同様、検察側証人に対する弁護人の反対尋問である。証人は、「私はちょっと・・・」と尻切れトンボの日本語で文を終わらせている。つまり、やっていないという意味である。従って「やっていない」という意味で、I didn't. と明確に訳出した。

検察官：このパソコンには、EXが入っていましたか。

通訳人：Did this PC carry EX?

証人：はい。

通訳人：Yes.

検察官：これの更新は確認しましたか。

通訳人：Did you check the updated condition of that?

証人：いえ、それはAA技官がされましたので、私はちょっと・・・。

通訳人：No, Mr. AA did, so I didn't....ah....

(例 8)

これも例 6 同様、検察側証人に対する弁護人の反対尋問である。ここでの発話の終わ

り方は、「それはそうですが・・・。」と歯切れが悪く躊躇いが伺われ、日本語として完結していない。よって、「そうだけれど」と逆説の意味を持たせた曖昧な発言に終始している。また「それはちょっと・・・。」と、言い切れないということを匂わせているが、法廷では全発言が証拠となるので、曖昧なままで発話を終わらせようとしている。よって、通訳人が文を言い切った訳出をすると被告人に誤解を与えるので、証人が曖昧に終わらせていることを伝える訳出とする。

弁護人：それでは、アクセス日時が変わっていても、それが被告人が使用した証拠にはならないのではありませんか。

通訳人：Then, even though the access date and time changed, this does not prove that defendant used that PC.

証人：それはそうですが・・・。

通訳人：No, but...

弁護人：アクセス日時が変わっているだけで、被告人が使用したと言い切れませんか。

通訳人：Can you clearly say that the defendant used that PC, only by that the access date and time changed?

証人：いえ、だから、電源を入れれば変わってしまうので、それはちょっと・・・。

通訳人：No, they change only by turning on the PC, so it is...un.

### 3.3 差別・スラングなどの表現しにくい発言

日本語と他言語では、差別的表現やスラングも幅や意味が異なる。この例では罵り言葉になるが、どの程度「ひどいこと」を訳出するのが課題だが、「お店には入れない」と考えるレベルでの訳出とする。

(例9)

例1と同じ証人の発言である。

検察官：Aに頼まれて行ったのですか。

通訳人：Did you go there because A asked you?

証人：はい。あつても、AはBに頼まれたものもあって言っていました。

通訳人：Yes, ah...but A said that B asked him for several items.

検察官：なぜ貴方がお店に行ったのですか。

通訳人：Why did you go to that shop?

証人：Aが、黒人は店に入れなかったと言ったので、代わりに行ってほしいと頼まれたからです。それに、以前お店で「クソ野郎みたいなこととか他にもいろいろひどいことを言われた。」と言っていたからです。

通訳人：Because A said any black guys were not allowed to enter the shop, so he asked me to go there on behalf. He also said that somebody at shop said terrible things to him; for example, “Son-of-a-bitch, asshole, or other terrible bad slangs.”

### 3.4 かみ合わない談話

証人、特に情状証人の尋問の場合に多く見られるのが、証人が緊張していたり、感情の揺れがあって、質問と回答がかみ合わないケースである。この場合、明らかに質問に答え

ていなかったり、かみ合わない回答していたとしても、通訳人はそこに介入してはならない。Berg-Seligson(1990/2002)が論じるように、もし証人や被告人が、質問に適切に答えなかった場合、通訳人の義務はそれを一番近い英語に通訳することである。たとえその結果がぼけたものであったり意味を成さないものであったとしてもである。

If a witness or defendant in reply to a question answers improperly (e.g., tangentially, off-target), the interpreter's obligation is to interpret that response in the nearest English equivalent, even though the outcome potentially may sound evasive or even nonsensical to those in the courtroom. (65)

ここでは、情状証人として出廷した被告人の妻の談話を例として提示する。

(例 10)

弁護士：逮捕されたと聞いた時は、どう思いました。

通訳人：What did you think when you heard that he was arrested?

証人：いやでした。

通訳人：I didn't feel well.

弁護士：どう思いましたか。

通訳人：How did you feel?

証人：ウソだと思いました。

通訳人：I thought it was a lie.

(例 11)

弁護士：被告人は、家族にとってどんな存在ですか。

通訳人：What kind of existence is the defendant for family?

証人：恥ずかしいけれど、大黒柱です。

通訳人：I am ashamed, but he is the mainstay, or a breadwinner.

弁護士：貴方にとっては。

通訳人：How about yourself?

証人：一緒に子育てをしたいです。

通訳人：I would like to raise children with him.

弁護士：社会復帰したら、彼を監督する必要がありますが、貴方は何が出来ますか。

通訳人：When he comes back, you need to supervise him. What can you do for him?

証人：1日が終われば家に帰ってきてほしいと思います。また学校や地域の行事にも参加してほしいと思います。

通訳人：I want him to come back after work every day. I also want him to join the school and community activities.

(例 12)

検察官：はい、それではお尋ねします。貴方はアパートには行ったことはありますか。

通訳人：Have you ever been to the defendant's apartment?

証人：いいえ。

通訳人：No.

検察官：何のためにアパートを借りていたのですか。

通訳人：Why did he rent an apartment?

証人：音楽のためだと聞いています。

通訳人：I heard that it was for music.

検察官：なぜ結婚生活がうまくいかなかったのですか。

通訳人：Why did you have problems on marriage life with him?

証人：家にお金さえ入れてくれればいいと思っていたので・・・。

通訳人：I think it just be OK if he gives money to me, so....

#### 4. 結論

法廷通訳人にとって公判におけるクライアントは、立場の異なる5～6者（検察官、弁護人、英語検察側証人、英語情状証人、裁判官、場合によっては裁判員）であり、立場の異なる発話者の談話を日本語から英語、もしくは英語から日本語に訳出するという双方向の通訳を基本的に1人（裁判員裁判の場合は2人の場合も有り）で全て担わなければならない。よって、立場が異なれば、談話の意図も談話戦略もそれぞれ異なる。つまり、本来であれば法廷でもクライアントの数だけ通訳人が必要だろう。しかし、日本の現状では、法廷に配置される通訳人は基本的に1人である。法廷通訳人は、英⇄日、日⇄英という言語変化のみならず、談話に含められた戦略や立場、意見も発話の度に変えフッティング変更を行い、法廷におけるゲートキーパー的役割を果たしながら、コミュニケーションを調整しなければならない。

加えて日本語証人の証人尋問談話通訳は、質問（日本語）→質問（英語）→答え（日本語）→答え（英語）となり、質問の日本語と答えの日本語に通訳人が介入して訳出しなければならない。そこには、日本語特有の曖昧さ、証人の躊躇い、文化や差別も含んだ発言、かみ合わない談話も含まれている。証人の発言には、躊躇いやワードフィラーといった言語的には意味を成さない語も含まれるが、それらは感情表現であり、言語として意味がないからと訳出から削除して「きれいな日本語」にまとめる、もしくは通訳人の勝手な判断で質問に沿うような回答へと促してはならない。なぜなら、もし「きれいな日本語」にまとめてしまうと、証人の感情の揺れが談話から消え去ることで、図らずも非権力側の参与者（証人）に好意的に寄与してしまうからである。

もし通訳人が入らなければ、日本語・日本人同士の証人尋問は曖昧な日本語でも通じないわけではないだろう。だが、被告人は日本語を理解しない。そのために法廷通訳人が存在する。しかし、話者は法廷参与者と証人はそれぞれ立場が異なり、戦略や意図も異なる。この談話を全て訳出する法廷通訳人は、日本語特有のコミュニケーションスタイルを踏まえ、訳出する度にフッティングを変えて「介入」する困難に直面しながらも、「調整」を行い極力それに対応しなければならない。そして、通訳人は言語の正確性・等価性を維持しなければならないのである。

本論では、日本人証人の証人尋問通訳における課題と対応策を論じたが、今後も法廷通訳を含めた司法通訳の課題を継続して研究を続けたいと考えている。

## 引用文献

- セレスコヴィッチ、ダニツァ (ベルジェロ伊藤宏美訳) (2009)『会議通訳者』研究社.  
Berg-Seligson, Susan. (1990/2002). *The Bilingual Courtroom (with a New Chapter)*.  
Chicago: University of Chicago Press.
- Fairclough, Norman. (1989/2001). *Language and Power (2nd edition)*. Harlow:  
Longman.
- Gallois, Ogay & Giles. (2005). “Communication Accommodation Theory: A Look Back  
and a Look Ahead.” In W.B. Gudykunst (Ed.) *Theorizing About Intercultural  
Communication*. Thousand Oaks: Sage Publications.
- Goffman, Erving. (1981). *Forms of Talk*. Philadelphia: University of Pennsylvania  
Press.
- Hale, Sandra Beatriz. (2004). *The Discourse of Court Interpreting*. Amsterdam: John  
Benjamins.
- Wadensjö, Cecilia. (1998). *Interpreting as Interaction*. London: Longman.